



# 『爆音器』の 使用にご注意ください!!

## 収穫期に伴う鳥獣被害防止対策について

スズメ、カラス、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキなどの野生鳥獣による農作物の被害防止対策として、鳥獣侵入防止ネット、電気柵、爆音器などの使用が挙げられます。

特に、爆音器の使用については、設置した皆様のこまめな巡回と、定期点検をお願いします。

また、下記事項を注意して使用しましょう。

1. 住宅から直線距離にして概ね200m未満の場所では使用しないようにしましょう。  
※住宅から200m以上離れた場所に設置する場合であっても、設置期間は収穫期間等に限定し、必要最小限の使用に留めるとともに、設置について事前に近隣住民の皆様に周知を行うなど、周辺環境に十分配慮して使用しましょう。
2. 爆音器の使用は、日の出から日の入りまでにしましょう。
3. なるべく爆音器に代わり防鳥網、電気柵等を使用しましょう。

なお、農林課では、鳥獣被害防止策として、電気柵等の購入補助（1/3以内 上限10万円）を行っていますので、購入をご検討している農家さんは、購入前にご相談ください。

## 立科土地改良区職員募集

立科土地改良区では、平成29年4月採用の職員を募集します。（土地改良区とは、土地改良法に基づき法人です。）

1. 採用予定（平成29年4月1日付採用、試用期間あり） 正規職員：1名  
事務、会計、工事関係並びに施設管理等（天候等により休日、時間外出勤あり）
  2. 応募資格
    - (1) 高等学校以上の卒業者（平成29年3月までに高等学校以上を卒業見込みの者を含む）
    - (2) 採用時27歳以下の者（長期勤続によるキャリア形成のため若年者を対象）
    - (3) 普通自動車免許（AT限定不可）を取得者、または採用時までに取得見込の者
    - (4) 立科町に住所を有する者
    - (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル等）のできる者
    - (6) 心身共に健全な者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

    - (1) 日本国籍を有しない者
    - (2) 成年被後見人又は被保佐人
    - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - (4) 日本国憲法施行日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  3. 待遇
    - (1) 給与・賞与 当土地改良区規程等による
    - (2) 休日・休暇 当土地改良区規程等による
    - (3) 健康保険等 社会保険、厚生年金、労災等（退職金制度あり）
  4. 応募期間 10月3日(月)～11月11日(金)
  5. 応募手続 応募時に次の書類を添えて郵送又は持参提出すること。
    - ①履歴書（自筆のもの、用紙は市販のもので可、写真添付）
    - ②最終学歴の卒業証明書または卒業見込書
    - ③最終学歴の成績証明書
    - ④健康診断書（通常の職務遂行に必要な健康度について、医療機関において作成されたものとする。）
    - ⑤レポート「立科町の水と農業」について、1200字程度（用紙は適宜、自筆・パソコンどちらでも可）
  6. 採用方法 提出書類審査合格者に面接を実施し、採用者を決定する。
- ◆応募及びお問合せ先  
〒384-2305 立科町大字声田2532  
立科町役場内 立科土地改良区  
(電話)56-11333 有線2170(1)  
平日(月～金) 午前9時から午後5時まで